# 国家管轄権外区域における海洋遺伝資源 に関する科学調査から得られた情報の 公表・頒布・移転

――国連海洋法条約による規律の可能性と限界――

田中清久

#### 目次

- I はじめに
- 1 本稿主題と関連用語
- 2 問題意識と具体的論点
- Ⅱ 国連海洋法条約上の規律枠組み
  - 1 公海におけるMSRと「情報・知識の公表・頒布・移転」
  - 2 深海底におけるMSRと「情報・知識の公表・頒布・移転」
- Ⅲ 知的財産権の主張:国連海洋法条約第241条
- IV 公表・頒布・移転と知的財産権保護
  - 1 前提的考察
  - 2 国連海洋法条約第244条
  - 3 国連海洋法条約第143条3項(c)
  - 4 知的財産権保護との抵触の具体的可能性
  - 5 国連海洋法条約第267条
- V 関連する実行・実践
  - 1 IOC海洋データ交換政策
  - 2 インターリッジ公約声明
  - 3 遺伝子・ゲノムデータベース
- VI おわりに

#### I はじめに

#### 1 本稿主題と関連用語

本稿の主題は,「国家管轄権外区域」(areas beyond national jurisdiction: 以下, ABNJ) における「海洋遺伝資源」(marine genetic resources: 以下, MGR) <sup>(1)</sup> に関する「海洋科学調査」(marine scientific research: 以下, MSR) から得られた情報,特に経済的・財産的価値のある情報<sup>(2)</sup>について,その「公表」

- (1) 海洋遺伝資源 (MGR) の定義は国際法上まだ定まっていないが、「遺伝資源」と いう用語は生物多様性条約第2条によって定義されている。この定義によると、「遺 伝資源」とは「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材」をいい、「遺伝素材」と は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」をい う。この「遺伝資源」の定義を参考にすれば、海洋遺伝資源(MGR)は、「遺伝の機 能的な単位を有する、海洋における植物、動物、微生物その他に由来する素材」で、 かつ当該素材が「現実の又は潜在的な価値を有する」ものとしてとりあえず定義す ることができる。なお、「生物資源」と「遺伝資源」の関係については、生物多様性 条約第2条が「『生物資源』には、現に利用され若しくは将来利用されることがある 又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部 分,個体群その他生態系の生物的な構成要素を含む。」と規定していることから,後 者の遺伝資源は前者の生物資源に含まれるものとして理解することができる。ただし、 「遺伝資源」についての科学的理解は統一されておらず、また生物多様性条約の締約 国間でもその概念の理解が明確に一致しているとはいえないことに留意する必要が ある。 M. Vierros, C. Salpin, C. Chiarolla and S. Aricò, "Emerging and unresolved issues: the example of marine genetic resources of areas beyond national jurisdiction" in S. Aricò (ed.), Ocean Sustainability in the 21st Century (Cambridge University Press), 2015, p. 190; 森岡一 『生物遺伝資源のゆくえ―知的財産制度からみた生物多様性条約―』(2009年,三和 書籍) 3頁。
- (2) 例えばこのような情報として、遺伝子情報(遺伝子)を挙げることができる。ここ近年、MSR関連技術の開発の進展および高度化に伴って、海洋のABNJにおける海洋生物資源、特に熱水鉱床や冷水湧出帯といった深海の極限状況に生息する海洋微生物(例えば好極限性細菌など)について、その遺伝子情報が有する商業的潜在価値が

(publication),「頒布(普及)」(dissemination) または「移転」(transfer) が現在の国際法において要求されるのか,もし要求される場合,当該情報の公表・頒布・移転はどのような条件の下で行われるのか,より具体的には,「知的財産権の保護」が当該条件とされるのか(換言すれば、当該情報を知的財産として保護することは果たしてまたはどの程度可能であるのか),という問題である。

まず、上記主題の中のキーワードである「MSR」(MGRとの関連におけるMSR)の理解について、本稿におけるその立場を明らかにしておきたい。なぜなら、当該用語は、本稿主題の検討の射程に密接に関連してくるからである。

本稿は、その検討の前提として、「MSR」の概念を包括的・広範に捉えるという立場を便宜上採用するものとする。以下、このことをより具体的に説明したい。

第一に、本稿では、MGRに関する科学調査との関係でしばしば議論される「バイオプロスペクティング」(bioprospecting) も「MSR」の概念に含まれるという暫定的理解に立つこととする。この「バイオプロスペクティング」については、「MSR」と同様に<sup>(3)</sup>、国際的に合意された定義は存在

注目されるようになっている。海洋生物資源が有するこのような遺伝子情報(遺伝子)の潜在的価値への注目・関心は、「海洋遺伝資源」(MGR)という用語に反映されている。このMGRの遺伝子情報については、人や動植物の遺伝子情報の場合とまさに同じように、財産的価値のある情報すなわち知的財産として当該情報を保護することの適否が問題になってくる。確かにMGRの遺伝子情報を特許権などの知的財産権で押さえれば産業化・商業化を進めるうえで圧倒的に有利になるし、当該遺伝子情報へのアクセス権を高額で提供するビジネスも十分考えられる。しかし当該遺伝子情報は、海洋科学にとどまらず科学一般に関する基本的な情報・知識としての側面をも有し、その学術・研究上の価値は高い。それ故に、海洋学者をはじめとする世界中の科学者たちの多くは、公表や頒布を通じた当該遺伝子情報への自由なアクセスを望んでいるとされる。

しないが、「海および海洋法」に関する国連事務総長報告書によると、「あらゆる応用、特に商業的応用にとって現実のまたは潜在的な価値を有する生体化合物の調査」として科学者の間で一般に理解されているとされる<sup>(4)</sup>。この「バイオプロスペクティング」が「MSR」に該当するか否かという点は、バイオプロスペクティングに国連海洋法条約のMSR関連規定が適用されるか否かを左右するものであり、本稿主題にとって決定的に重要な論点である。しかし、この「バイオプロスペクティング」と、遺伝資源に関する「MSR」との実態上の相違は判明し難く<sup>(5)</sup>、また「バイオプロスペクティング」の定義や理解の仕方をめぐる論争が未だ決着していないという現状に鑑みても、両者を明確に区別することは難しいと言わざるを得ない<sup>(6)</sup>。

<sup>(3)</sup> MSR の定義の不存在については、例えば、坂元茂樹「外国船舶による海洋調査の 実施と執行措置」平成20年度海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究(第1号)海上 保安体制調査研究委員会報告書(平成21年3月,財団法人海上保安協会)14頁を参照。

<sup>(4)</sup> Oceans and the law of the sea: Report of the Secretary-General, A/62/66 (2007), par. 150. ただし, バイオプロスペクティングの「商業的」性格づけについて, 当該活動の実態的側面から, その困難性および問題性を指摘するものとして, 柴田明穂「南極バイオプロスペクティング活動の実態―日本の事例を中心に―」南極資料 54 巻 1 号 (2010年) 1-10 頁。

<sup>(5)</sup> Oceans and the law of the sea: Report of the Secretary-General Addendum, A/60/63/Add.1 (2005), pars. 202-203.

<sup>(6)</sup> バイオプロスペクティングは「純粋研究」をその一部に含む調査活動である一方,他方で、その商業的目的の存在がこの純粋研究を含む調査活動をMSRと全く別のものにするとまでは言い切れない、という点にその定義上の難しさがある。See, E. Heafey, "Access and Benefit Sharing of Marine Genetic Resources from Areas beyond National Jurisdiction: Intellectual Property--Friend, Not Foe", Chicago Journal of International Law, Vol. 14, No. 2 (2014), p. 509. 両者を積極的に区別できない理由としては、①使用される機材や機器などが同じであり、外観的には両者を区別できないこと、②両者ともに「科学的活動」(scientific activity)として捉えることができること、③そもそもMSR自体についても国際的に合意された一律の定義が存在しないこ

そこで、本稿では、便宜上、上記のような暫定的理解に立って検討を進めることとしたい。

第二に、本稿では、MGRへのアクセスまたはそのサンプリングといった海洋探航(expedition or cruise)の段階の後に続く「研究・分析の段階」も「MSR」概念に含まれるという立場を仮に採用する。MGRの研究・分析の段階は、通常、海上ではなく陸上の研究施設で行われることが想定されることから、上記の「バイオプロスペクティング」には該当するとしても「MSR」には該当しないと考えることもできる。そしてもしこのように考えられるならば、MGRの研究・分析の結果としての情報・知識は、「MSR

と, ④国連海洋法条約第246条の条文上, MSR (国家管轄権内の海域におけるMSR) の類型として純粋研究型MSR(同条3項)と応用研究型MSR(同条5項(a))の二 つが想定され、商業性・産業性を帯びうるMSR(後者)の存在が必ずしも排除され ていないこと(この点に関して、SalpinとGermaniの共同論稿によれば、交渉者や 実務家は双方の型を含むものとしてMSRを理解しているとされる一方、他方で、こ の2類型の区別が普遍的に受け入れられているとも言えないとされる。C. Salpin and V. Germani, "Patenting of Research Results Related to Genetic Resources from Areas beyond National Jurisdiction: the Crossroads of the Law of the Sea and Intellectual Property Law", Review of European Community and International Environmental Law, Vol. 16, No. 1 (2007), p. 16), ⑤国連海洋法条約第13部の一般規定(第1節および第2節)や,深海底にお けるMSRについて規定する国連海洋法条約第143条は、MSRの種類・性質を限定し ていないこと、⑥バイオプロスペクティングの実際の結果(商業的利益を伴うか否か) はしばしば不確定であること,などを挙げることができる。以上については,See, C. Salpin and V. Germani, op. cit., pp. 15-17; T. Scovazzi, "The Seabed beyond the Limits of National Jurisdiction: General and Institutional Aspects" in A. G. O. Elferink & E. J. Molenaar (eds.), the International Legal Regime of Areas Beyond National Jurisdiction: Current and Future Developments (Martinus Nijhoff Publishers), 2010, pp. 57-58. また, つとに指摘さ れるMSRの「多義性」については、以上の諸文献のほか、例えば、奥脇直也「国連 海洋法条約における協力義務―情報の収集・提供・共有の義務を中心として―」柳井 俊二・村瀬信也編『国際法の実践(小松一郎大使追悼)』(信山社,2015年)432,436, 437頁を参照。

から得られた情報」には含まれないことになり、国連海洋法条約のMSR 関連規定の適用の範囲外ということになる。しかし、①前述したように、 そもそも「MSR」と「バイオプロスペクティング」の双方ともに国際法 上の定義が定まっておらず、概念上の区別が困難であること、②陸上の研 究施設における研究・分析といっても、海上における探査・サンプリング 活動がその前提となっていること、また、MGRという海洋生物資源が対 象とされており、その点において海洋環境にかかわるものであると言える こと、さらに、③後の本稿本文で見る、深海底におけるMSRについて定 める国連海洋法条約第143条の第3項(c)では、「調査及び分析の結果」(the results of research and analysis)という文言が使われており、この文言からは「分 析」の段階もMSRに含まれることが示唆されること、以上のことに鑑みて、 本稿では、MGRの研究・分析の段階も「MSR」概念に含まれ、したがって、 その研究・分析の結果としての情報・知識も国連海洋法条約のMSR関連 規定によって規律されうるとの立場から検討を行うこととする<sup>(7)</sup>。

# 2 問題意識と具体的論点

本稿主題は、その前提的問題を含めて次の二つの問題に解題される。すなわち、国際法上、(1) ABNJにおけるMGRに関するMSRから得られた情報は、そもそも知的財産として保護されうるか、(2) 知的財産として保護されうるとしても、つまり特許発明、著作物または営業秘密として保護されうる場合であっても、当該情報の公表・頒布・移転が求められる場面

<sup>(7)</sup> 以上の点に関しては、See, A. Jørem and M. W. Tvedt, "Bioprospecting in the High Seas: Existing Rights and Obligations in View of a New Legal Regime for Marine Areas beyond National Jurisdiction", International Journal of Marine and Coastal Law, Vol. 29 (2014), pp. 336-337; H. He, "Limitations on Patenting Inventions Based on Marine Genetic Resources of Areas beyond National Jurisdiction", International Journal of Marine and Coastal Law, Vol. 29 (2014), p. 529.

では当該保護が弱められることになるのか(8)。

本稿は、この二つの問題を、主に海洋法、特に国連海洋法条約(United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS)の観点から検討するものである。この点に関して、確かに、上記の主題および問題は、複数の法レジームが関連してくるいわば「複合問題」(multidisciplinary matter)であり<sup>(9)</sup>、したがって海洋法ないし国連海洋法条約のみが関連法であるわけではない。しかし、この主題・問題は、MSR、ABNJ、MGR という海洋に関する要素を含んでおり、そしてこれらの要素については、これまでの国際社会における議論の動向が示しているように、海洋法、特に国連海洋法条約による規律の可能性が第一に追求されている<sup>(10)</sup>。そこで、本稿では、この主題・

<sup>(8)</sup> その意味で、本稿は「ABNJにおけるMSR」と知的財産権の関係を扱うものであり、「排他的経済水域におけるMSR」と知的財産権の関係は、本稿における検討の範囲外の問題である。「排他的経済水域におけるMSR」の結果に対する知的財産権の問題については、例えば、三好正弘「排他的経済水域における調査活動」栗林忠男・杉原高嶺(編)『日本における海洋法の主要課題(現代海洋法の潮流 第3巻)』(有信堂高文社、2010年) 168-169頁を参照。

<sup>(9)</sup> 本稿のVIでも触れるが、例えば、本稿主題の中の「遺伝資源」という要素においては生物多様性に関する国際法(生物多様性条約や遺伝資源の取得と利益配分に関する名古屋議定書など)が、「知的財産(権)」という要素においてはTRIPS協定をはじめとする知的財産に関する国際法が、それぞれ関連してくる。

<sup>(10)</sup> 特に、ABNJにおけるMGRの問題については、これまで当該問題におけるCBDと国連海洋法条約の適用関係が国際的フォーラムでも議論されてきており、組織的・制度的観点からは、当該問題の管轄権限をめぐってCBD関連諸機関(「締約国会議」(Conference of the Parties: COP)、事務局、「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」(Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice: SBSTTA))と国連海洋法条約関連諸機関(例えば「国連海事海洋法課」(United Nations Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea: UNDOALS))の間で協調的行動がとられてきた。例えば、See, UNEP/CBD/SBSTTA/8/INF/3/Rev.1(2003)、Marine and Coastal Biodiversity: Review、Further Elaboration and Refinement of the Programme of Work、Study of the relationship

問題が海洋法、特に国連海洋法条約によって果たしてまたはどの程度規律 されうるのかを問題意識とする。

以上の問題意識に基づいて、上記の二つの問題を国連海洋法条約の観点から捉えると、次のような具体的論点が浮かび上がってくる。すなわち、(1)については、国連海洋法条約第241条の観点から、MGRに関するMSRから得られた情報を知的財産として保護することは、そもそも同条文上認められるか、という論点が、(2)については、国連海洋法条約第244条および第143条3項(c)の観点から、当該情報を知的財産として保護することは、国連海洋法条約のこれらの条項が規定する「MSRから得られた知識の公表・頒布・移転」要求(または「MSRの結果の普及」要求)に抵触することにならないのか、という論点が、それぞれ生じることになる。

以下、上記の各論点について検討を行うが、具体的な検討に入る前に、本稿主題すなわち「ABNJにおけるMGRに関するMSRから得られた情報の公表・頒布・移転」に関する国連海洋法条約上の規律枠組みについて確認・整理しておく必要がある。

between the Convention on Biological Diversity and the United Nations Convention on the Law of the Sea with regard to the conservation and sustainable use of genetic resources on the deep seabed (decision II/10 of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity), pp. 1-38. そして、Aricòによれば、当該問題を含む「国家管轄権外における海洋生物多様性に関する問題」は国連海洋法条約の枠内で取り組まれ解決されるべき問題であるとの認識が、CBDの文脈においてだけでなく、海事・海洋法に関する国連総会の議論においても、諸国家の間で支配的であるとされる。S. Aricò、"Making Progress with Marine Genetic Resources" in H. D. Smith, J. L. Suárez de Vivero, T. S. Agardy (Eds.), Routledge Handbook of Ocean Resources and Management (Routledge), 2015, p. 315. 同様の指摘として、演本正太郎「国家管轄権外における海洋生物多様性一その保全と利用―」柳井・村瀬編『前掲書』(注6) 499-500 頁参照。

#### Ⅱ 国連海洋法条約上の規律枠組み

本稿の主題をMSRに関連する問題として捉えることができれば<sup>(11)</sup>, MSR一般について定める国連海洋法条約第13部の規定を中心としたMSR 関連規定,その中でも特に上記の関連諸規定(第241条,第244条および第143条3項(c))の適用が想定されるところであるが,本問題におけるMSRの二つの特徴,すなわち空間的特徴(サンプリングなどの資源へのアクセスが「ABNJで行われる」という点)および事項的特徴(「MGRに関する」MSRであるという点)の双方について留意しなければならない。

## 1 公海における MSR と「情報・知識の公表・頒布・移転」

海洋におけるABNJすなわち「国家管轄権外の海域」が「公海」と「深海底」から成るとすると、まず前者の「公海」におけるMSRについては、「排他的経済水域を越える水域(海底及びその下を除く。)における海洋の科学的調査」との見出しがつく国連海洋法条約第257条が次のように規定している。

すべての国(地理的位置のいかんを問わない。)及び権限のある国際機関は、 この条約に基づいて、排他的経済水域を越える水域(海底及びその下を除く。) における海洋の科学的調査を実施する権利を有する。

本条文中の「この条約に基づいて」という要件により、本条の下で行われる「公海におけるMSR」(12)は、国連海洋法条約の様々な規定の適用を

<sup>(11)</sup> この点については、本稿 I - 1 で述べた。

<sup>(12)「</sup>深海底におけるMSR」に関する第256条と本条との区別の必要性から、この場合の公海とは、正確には、排他的経済水域を越える水域で、「海面から海底まで垂直に連続する水柱部分(water column)」あるいは「海底のすぐ上に位置する水域あ

受けることになるが、この点に関して、「公海」におけるMSRについては国連海洋法条約第87条1項(f)が当該MSRの自由を定めると同時に「第13部の規定の適用が妨げられるものではない」との但し書きを規定していることから、国連海洋法条約第13部の規定の適用を受けることは確かである(13)。本稿主題との関連で特に重要なのは、この国連海洋法条約第13部の諸規定のうちどの範囲の規定が公海におけるMSRに適用されるのかということであり、その中でも特に国連海洋法条約第241条と第244条の適用可能性が重要になってくる。

国連海洋法条約第13部の諸規定のうち、沿岸国の領海、排他的経済水域または大陸棚におけるMSRについて定める各論的規定(第245条から第254条)は基本的に「公海におけるMSR」については適用されず<sup>(14)</sup>、したがって、例えば、MSRの実施について沿岸国から同意を得る義務は「公海におけるMSR」の場合には課されることはない<sup>(15)</sup>。それでは、国連海洋法条約第13部の一般的な規定(第1節「総則」の第238条から第241条と、第2

るいは深海底から海面までの水域」を指す。S. Rosenne and A. Yankov (eds.), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, Volume IV* (Martinus Nijhoff Publishers), 1990, p. 611, par. 257.6(c).

- (13) ヴァージニア大学の国連海洋法条約コメンタリーによれば、MSR に関する国連海洋法条約第13部の規定を除くと、①公海における航行の自由およびその関連義務に関する諸規定(国連海洋法条約第88条から第115条)、②海洋環境の保護および保全に関する国連海洋法条約第12部(第192条から第237条)、③国連海洋法条約全体の一般規定を定める国連海洋法条約第16部(第300条から第304条)などが、いわば制約条件として、公海におけるMSR に適用される可能性があるとされる。S. Rosenne and A. Yankov (eds.), op. cit., p. 611, par. 257.6(a).
- (14) しかし他方で、ヴァージニア大学の国連海洋法条約コメンタリーは、排他的経済 水域または大陸棚に設置した施設の除去に関する義務を規定する国連海洋法条約第 249条1項(g) も適用される可能性があるとしている。See, S. Rosenne and A. Yankov (eds.), op. cit., p. 611, par. 257.6(a).
- (15) *Ibid.*, p. 611, par. 257.6(b).

節「国際協力」の第242条から第244条)はどうか。第1節は「総則」すなわち一般規定そのものであるので、「公海におけるMSR」に当該総則規定が適用されることには異論がない。したがって、本条(第257条)の下で行われる「公海におけるMSR」に対して当該総則規定の一つである第241条が適用されることに問題はない。

問題は、第2節の「国際協力」に位置づけられる諸規定、特に第244条の適用可能性である。第2節(第242条から第244条)は、第1節の総則規定の後、第3節の各論的規定の前に位置づけられていることから、第1節の規定と同様に一般的な規定と捉えることもでき、もしそうであれば、第244条を含んだこの第2節の規定も、本条(第257条)の下で行われる「公海におけるMSR」に対して適用されることになるはずである。このことは、第2節の諸規定が、MSRの目的・種類やその実施海域に関係なく、MSR一般を対象としていることからも支持することができる(16)。

ところが、この点に関して、ヴァージニア大学の国連海洋法条約コメンタリーは、本条(第257条)の下で行われるMSR(公海におけるMSR)に適用される可能性のある規定として第2節の諸規定を挙げていないばかりか<sup>(17)</sup>、

<sup>(16)</sup> 国連海事海洋法課 (UNDOALS) の手になる2010年の「MSR: 国連海洋法条約関連規定の履行に対する改定指針」は、第244条を含んだ第2節の規定が「公海におけるMSR」に「特に関連性を有する」と記している。United Nations Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea, Office of Legal Affairs, "Marine Scientific Research: A revised guide to the implementation of the relevant provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea", 2010, par. 57. より明確に、「これら(第2節)の一般的規定は、いずれの海域において科学調査が行われる場合にも共通する調査国の協力義務を定めるものである」(括弧内筆者) との指摘もなされる。奥脇直也「前掲論文」(注6) 433 頁。

<sup>(17)</sup>S. Rosenne and A. Yankov (eds.), *supra* note 12, p. 611, par. 257.6(a). MSRの国際レジームについて詳細かつ包括的に検討・分析を行った Gorina-Ysern も、公海における MSR には国連海洋法条約第13部の第1節(第238条から第241条)に定められる一般的な規定および原則が適用されるとだけ述べており、第244条を含んだ第2節の規定の適

当該MSRが「その調査活動の結果のいかなる側面についても公表する義務を伴わない」ことも明確に指摘している(18)。つまり、同コメンタリーでは、「MSRから得られた情報・知識の公表・頒布・移転」の要求を規定する第244条が公海におけるMSRには適用されないということが示唆されているのである。この示唆の背景には、国連海洋法条約第13部の第2節の諸規定、特に第244条が、公海自由の原則の一つである「公海においてMSRを行う自由」(国連海洋法条約第87条1項(f))と相容れないとの考えがあるように推測される。

以上のように、公海におけるMSRに対して、MSRに関する国連海洋法 条約第13部の規定の中の第2節、特にその中の第244条が適用されるか否 かは、実は必ずしも明確ではないが、本稿では、この244条の適用可能性 を排除しないとの立場に立って検討を進めることとする。

# 2 深海底における MSR と「情報・知識の公表・頒布・移転」

次に「深海底」におけるMSRについては、「深海底における海洋の科学的調査」との見出しがつく国連海洋法条約第256条が次のように規定している。

すべての国(地理的位置のいかんを問わない。)及び権限のある国際機関は、 第11部の規定に従って、深海底における海洋の科学的調査を実施する権利 を有する。

本条は、深海底すなわち「国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及び その下」(19)におけるMSRに適用され、この深海底の上部水域である「水

用如何については触れていない。M. Gorina-Ysern, An International Regime for Marine Scientific Research (Transnational Publishers), 2003, p. 321.

(18) S. Rosenne and A. Yankov (eds.), *supra* note 12, p. 611, par. 257.6(b).

柱部分」(water column) におけるMSRには、基本的には、先の国連海洋法 条約第257条が適用される。

本条(第256条)により、深海底におけるMSRには、深海底制度について定める国連海洋法条約第11部の規定が適用されることになる。そして、第11部の規定の中の第143条が、当該MSRについて規定している。つまり、深海底におけるMSRは、本条(第256条)を経由して、国連海洋法条約第143条によって規律されることになる。この143条は、深海底におけるMSRが「第13部の規定に従い、専ら平和的目的のため、かつ、人類全体の利益のために」実施されること(同条1項)、ならびに、当該MSRに関する深海底機構の権利義務(同条2項)および締約国の権利義務(同条3項)を規定している。そして、同条3項の中の(c)が、「調査及び分析の結果の、利用可能な場合における効果的普及」を規定しており、本稿の主題との関連で特に重要になってくる。

深海底におけるMSRは、上記の通り、第143条1項に従って、MSR一般について定める国連海洋法条約第13部の適用を受けることになるので、この13部の中の第241条と第244条は当該MSR(深海底におけるMSR)の場合にも適用されることになる。この点について、第143条に関するヴァージニア大学の国連海洋法条約コメンタリーは、両規定(第241条と第244条)が深海底におけるMSRの場合にも適用されることを明確に指摘しており<sup>(20)</sup>、一見何ら問題がないように思われる。しかし、後者の244条の適用に関しては不明確なところがある。それは、具体的には、この244条と第143条3項(c)の適用関係についての不明確性である。確かに、先の国連海洋法条約コメンタリーは、「調査結果の頒布」について規定する244

<sup>(19)</sup> 国連海洋法条約第1条1項(1)。

<sup>(20)</sup> M. Nordquist, S. Nandan, S. Rosenne and M. W. Lodge (eds.), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, Volume VI* (Martinus Nijhoff Publishers), 2003, p. 171, par. 143.11(b).

条が深海底におけるMSRの場合にも適用されることを明確に指摘している。ところが、「調査結果の頒布」については、上記の通り第143条3項(c)も同様に規定している一方、他方で、両規定の内容には若干の、しかし重要な相違が見受けられる。すなわち、第143条3項(c)のみが当該頒布に対して「利用可能な場合には」という制約条件を課している。果たして、このどちらの規定が深海底におけるMSRに適用されるのであろうか。第143条や第244条の起草過程に徴しても、この点は明らかにならない。

そこで、この点については、理論的には次のような解釈ないし考え方が 可能であると思われる。すなわち、MSRの対象資源の違いに着目して両 規定の適用を区別するという考え方である。具体的には、「深海底におけ るMSR」は鉱物資源のみを対象とするものであるのに対して、第13部に より規律されるMSRはこの鉱物資源に限らずMGRを含んだ生物資源一般 をも対象とするものであると解釈し、この解釈に基づいて、深海底で行わ れたMSRの調査結果の頒布については、それが鉱物資源に関するもので ある場合には(一般法(244条)に対する特別法として)第143条3項(c)が 適用され、MGRを含んだ生物資源に関するものである場合には第244条 が適用される、と考える。ただし、この考え方の基礎にある「MSRの対 象資源の違い」という点に関しては争いがあることに留意する必要がある。 例えば、第143条に関するヴァージニア大学の国連海洋法条約コメンタリー は、同条3項に規定される、深海底におけるMSRを締約国が実施する権 利は、「当該調査が鉱物資源の開発を伴うものである場合に、という条件 づけがなされている」と指摘して<sup>(21)</sup>、「深海底におけるMSR」の対象資源 が鉱物資源に限定されることを示唆している。これに対して、この分野に

<sup>(21)</sup> Ibid., p. 172, par. 143.11(d). この指摘は、国連海洋法条約第133条が「この部(第11部「深海底」)の適用上」「『資源』とは、自然の状態で深海底の海底又はその下にあるすべての固体状,液体状又は気体状の鉱物資源(多金属性の団塊を含む。)をいう。」と規定していることに依拠したものであると思われる。

おける代表的論者である Scovazzi は,その論稿において,国連海洋法条約第 143 条が「いかなる種類の MSR についても当てはまり(refers to any kind of marine scientific research),鉱物資源に関する調査に限定されていない」こと,さらには,「結果の頒布」を含んだ同条 3 項もまた「深海底におけるいかなる種類の MSR についても当てはまる」こと,を指摘している (22)。

以上のように、深海底におけるMSRの対象資源がMGRなどの生物資源であった場合には、特に、両規定のいずれかが適用されるかについての解釈が問題となりうる。

#### Ⅲ 知的財産権の主張:国連海洋法条約第241条

本稿主題に関する以上の国連海洋法条約の規律枠組みを踏まえた上で、次に、先に提示した、当該主題に関する二つの論点のうちの最初の前提的論点、すなわち、MGRに関するMSRから得られた財産的価値のある情報を知的財産として保護すること、特に特許により保護することは、国連海洋法条約第241条上認められるか(第241条に抵触することになるか)という論点を検討することとする。

なお、本稿主題に関連すると思われる知的財産権としては、特許権のほかに著作権や営業秘密なども想定されうるが(この点は後述)、国連海洋法条約第241条との関連では、現実の実行との関係からも、特許権について最も多くの議論がなされている。本稿も、ここでは、特許権ないし特許に焦点を当てて検討することとする。

<sup>(22)</sup>T. Scovazzi, *supra* note 6, pp. 57-58; T. Scovazzi, "The assumption that the United Nations Convention on the Law of the Sea is the legal framework for all activities taking place in the sea" in S. Aricò (ed.), *Ocean Sustainability in the 21st Century* (Cambridge University Press), 2015, p. 244.

#### 国連海洋法条約第241条

「権利の主張の法的根拠としての海洋の科学的調査の活動の否認」との 見出しがつく国連海洋法条約第241条は、MSR一般について定める第13 部における第1節(「総則」)の中の一条であり、その規定は次の通りである。

海洋の科学的調査の活動は、海洋環境又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張の法的根拠(筆者注: the legal basis for any claim to any part of the marine environment or its resources)も構成するものではない。

本条により、MSRをその法的根拠とすることが禁止される「海洋環境 又はその資源のいずれの部分に対するいかなる権利の主張」とは、一体 どのようなものか。本稿の主題との関連では、この「権利の主張」(claim) の中に「MGRに関する情報に対する知的財産権」が含まれるのか否か(も し含まれるのであれば、本条により、当該情報を知的財産として保護すること はできないことになる)、つまり当該「権利の主張」の内容・範囲が問題になっ てくる。

当該「権利の主張」の内容・範囲に関しては、本条の起草過程から一定の示唆を得ることができる。本条の原型となる最初のテキストは、1972年の海底平和利用委員会の第3小委員会に提出されたカナダのワーキングペーパー(A/AC. 138/SC.III/L. 18)に記された第3原則に求めることができるが、この第3原則のテキストが唯一、MSRによって根拠づけられない「権利の主張」の内容・種類に具体的に触れていた。すなわち、この第3原則は、「MSRは、それ自体として、国家管轄権外区域における開発の権利または他のいかなる権利(exploitation rights or any other rights)のいかなる主張の法的根拠も形成するものではない」(傍点筆者)と記していた(23)。この第3原則のテキストは、上記傍点部分から窺われるように、MSRによって根拠づけられる「権利の主張」というものがおよそ認められないか、あ

るいは少なくとも開発の権利のように商業的利益を伴うような権利の主張は認められない、ということを示している。これは、結局、上記の現条文(第244条)における抽象的かつ広範な表現(「any claim to any part of the marine environment or its resources」)と軌を一にするものと解することができる。現に、本条の起草をめぐる交渉において、関係諸国は「権利の主張」という用語を広範に理解していたとされ、現条文における上記表現は、そのような広範な理解を反映したものであると評価されることもある<sup>(24)</sup>。

この点に関してSalpinとGermaniは、その共同論稿の中で、MSRによって法的に根拠づけられない「権利の主張」のシナリオとして、次の四つを提示している。すなわち、①領土または海域に対する主権・管轄権の主張、②海洋資源に対する所有権(ownership)の主張、③海洋資源の排他的使用権の主張、④海洋資源の排他的開発権の主張、の四つである<sup>(25)</sup>。本条(第241条)は、その文言や上記の起草過程に徴すれば、この四つのシナリオのすべてを解釈上含みうると解することができる。

では、MGRに関するMSRから得られた情報に対して特許権などの知的 財産権を主張することは本条に抵触することになるか。知的財産権との関 連では、本条における「(海洋) 資源」(its resources) という用語も問題になっ てくる。用語の通常の意味からすれば、当該「(海洋) 資源」は生物資源(海

<sup>(23)</sup>Report of the Committee on the Peaceful Uses of the Sea-Bed and the Ocean Floor beyond the Limits of National Jurisdiction, 27 General Assembly Official Records (1972), Supp. No. 21 (A/8721), p. 204. このカナダ提案テキスト (第3原則) は、その後、第3小委員会の第3作業部会によって合意された二つの代替テキストのうちの一つに引き継がれたが、代替テキストの残りの一つの方が現条文の文言により近いテキストであった。こうして、その後の第3次国連海洋法会議における条文起草過程では、このカナダ提案テキストに見られたような具体的な権利(権利の主張)への言及は姿を消すことになる。S. Rosenne and A. Yankov (eds.), *supra* note 12, pp. 464-465, pars. 241.2-4.

<sup>(24)</sup> A. Jørem and M. W. Tvedt, supra note 7, p. 337.

<sup>(25)</sup> C. Salpin and V. Germani, *supra* note 6, p. 20.

洋微生物を含む)と非生物資源の双方を包含するものと思われるが、当該用語に有体物(physical or tangible thing)が含まれるとしても、果たして無体物としての「情報」(例えば、遺伝子情報など<sup>(26)</sup>)が含まれるか否かは定かではない。少なくとも本条の起草過程において知的財産権の問題が議論された形跡はない。

その上で、上記の禁止シナリオに照らして検討するならば、まず、MSRの実施国・実施者がMGR(海洋微生物などの海洋生物資源)それ自体に対して特許権などの知的財産権を主張することは、当該禁止シナリオの③と④のいずれかまたは双方に該当し、認められない可能性がある。次に、例えば、海洋微生物の生産物(酵素など)や遺伝子情報に関連した発明など(27)、サンプリングしたMGRに基づいた発明も、それ自体は抽象的な情報であるが、そのクレームの仕方・範囲によっては当該MGR自体の排他的使用または排他的開発に対する権利主張につながる可能性の存在も完全には否定することができず(28)、もし実際にそのような権利主張を伴うような場合には、本条と抵触する可能性が高い。さらに、この点を補強する学説と

<sup>(26)</sup> 具体的には、技術(技能または専門知識)としての「分子遺伝学」(molecular genetics)や「バイオインフォマティクス」(bioinformatics)などを用いて解析・同定された遺伝子情報。「遺伝子特許」(genetic patent; gene patent)という用語やヒト遺伝子の事例などから窺われるように、遺伝子情報は知的財産の中でも特に特許発明(の一部)として保護されることが求められる傾向にある。

<sup>(27)</sup> ABNJにおけるMGRとしての海生菌類やバクテリアなどに由来する酵素やポリメラーゼに関連した特許の事例について、See, M. Vierros, C. Salpin, C. Chiarolla and S. Aricò, supra note 1, pp. 202-203. 日本におけるMGRに関連する実際の出願特許事例としては、産業総合研究所の特許3520322号(2000年9月出願)があり、本発明には、日本海溝深海底由来の低温性海洋細菌の中から単離されたプラスミド(染色体とは別のDNA)が用いられている。森岡『前掲書』(注1)219頁。

<sup>(28)</sup> 例えば遺伝子特許が「資源の排他的な使用および開発に対する権利の主張」を帰 結しうるその理路について、See, C. Salpin and V. Germani, *supra* note 6, p. 21.

して、Gorina-Ysemの見解を挙げることができる。Gorina-Ysemは、本条(第241条)の禁止シナリオには上記のシナリオに加えて「MSR活動から得られたデータ、サンプルおよび結果の排他的な使用および開発に対するいかなる権利の主張」も含まれるとしている<sup>(29)</sup>。この禁止シナリオに従えば、MGRに関するMSRから得られた情報は、たとえそれが経済的・財産的価値を有するものであったとしても、排他的な使用・開発の権利の対象とはなりえない、すなわち特許権などの知的財産権によって保護することはできないということが帰結される。

しかし他方で、複数の論者により、知的財産権、特に特許権の主張は本条の下で認められるとの見解も提出されている<sup>(30)</sup>。その論者の一人であるHeafeyによれば<sup>(31)</sup>、特許は「発明」(invention)について申請・付与されるのであって、「天然の要素(自然発生的要素)」(naturally occurring elements)である生物資源(MGR)に基づいた発明についての特許付与は、生物資源それ自体についての特許付与には当たらない。したがって、MSRを通じて生み出された「生物資源(MGR)に基づく発明」に対して特許権を主張することは、国連海洋法条約第241条にいうところの「海洋環境またはその資源のいかなる部分」に対する権利主張には当たらない<sup>(32)</sup>。この見解は、結局、MGRに関する発明=情報に対する特許権の主張は、当該MGR自体の排他的使用または排他的開発の権利主張を伴わず、したがって第241条には抵触しない、という解釈を採るものと解することがで

<sup>(29)</sup> M. Gorina-Ysern, supra note 17, pp. 369-370.

<sup>(30)</sup> 例えば, A. Jørem and M. W. Tvedt, *supra* note 7, pp. 336-338; H. He, *supra* note 7, pp. 527-529.

<sup>(31)</sup> 以下の見解については、E. Heafey, supra note 6, p. 510.

<sup>(32)</sup> 海洋微生物・海洋遺伝資源に関連するバイオテクノロジーの発明であれば、それ は特許対象になりうると指摘される所以である。See, M. Vierros, C. Salpin, C. Chiarolla and S. Aricò, *supra* note 1, p. 214.

#### IV 公表・頒布・移転と知的財産権保護

#### 1 前提的考察

MGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報を知的 財産として保護することは、国連海洋法条約第244条および第143条3項(c) の規定に抵触することになるか。最初に、これらの規定を確認しておきた い。

まず、「情報及び知識の公表及び頒布」との見出しがつく国連海洋法条約第244条は、第13部(「海洋の科学的調査」)の第2節(「国際協力」)の中に位置している規定であり、その規定は次の通りである(以下の引用につき、下線は筆者)。

- 1 いずれの国及び権限のある国際機関も、この条約に従って、主要な計画 案及びその目的に関する情報並びに<u>海洋の科学的調査から得られた知識</u>を 適当な経路を通じて公表し及び頒布する。
- 2 このため、いずれの国も、単独で並びに他の国及び権限のある国際機関と協力して、科学的データ及び情報の流れを円滑にし並びに特に開発途上国に対し海洋の科学的調査から得られた知識を移転すること並びに開発途上国が自ら海洋の科学的調査を実施する能力を、特に技術及び科学の分野における開発途上国の要員の適切な教育及び訓練を提供するための計画を
- (33) しかし、このような解釈を採る場合、MGRに関するMSRから得られた情報が「MGR に基づく発明」としてそもそも「特許性」(patentability)を有するか否かという特許 法に関する前提的問題が存在する。特に、解析・同定されたMGRの遺伝子(遺伝子情報)の特許性が問題になるが、いずれにせよ、この前提的問題は、国連海洋法条約の外の、各国特許法やTRIPS協定の範疇に属する問題であり、本稿では扱わない。

通じて強化することを積極的に促進する。

次に、「海洋の科学的調査」との見出しがつく国連海洋法条約第143条は、第11部(「深海底」)の第2節(「深海底を規律する原則」)の中に位置している規定であり、その第3項(c)は次のように規定している(以下の引用につき、下線は筆者)。

- 3 締約国は、深海底における海洋の科学的調査を実施することができる。 締約国は、次に掲げることにより深海底における海洋の科学的調査におけ る国際協力を促進する。
  - (a) 〈便官上省略〉
  - (b) <便宜上省略>
  - (c) <u>調査及び分析の結果が利用可能な場合</u>には、機構を通じ又は適当な ときは他の国際的な経路を通じて当該結果を効果的に普及させること。

上記の通り、国連海洋法条約第244条および第143条3項(c)は、MSRから得られた「知識」または「結果」を「公表・頒布・移転する」または「効果的に普及させる」という要求を規定しているが、もしこの「知識」や「結果」に「MGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報」が含まれると解されるのであれば(この点は後述)、上述した、当該情報の知的財産権による保護との抵触の可能性が理論的に生じることになる(具体的な抵触の態様については後述)。したがって、この問題もまた、先の国連海洋法条約第241条の問題と同様に、「国連海洋法条約と知的財産文書の間の関係において考察される問題」(34)として捉えられる。

この抵触の問題に関しては,より実質的ないし根本的な観点からすれば,

<sup>(34)</sup> C. Salpin and V. Germani, supra note 6, p. 22.

第244条をはじめとする国連海洋法条約のMSR 関連規定の理論的根拠と, 知的財産権保護の基本的目的とは,そもそも合致している(抵触しない), との見方をすることも可能である。なぜなら,両者は,科学知識の普遍性 が人類の発展のための礎であるとの信念の上に基礎づけられているという 点で共通しているからである<sup>(35)</sup>。しかしながら,知的財産権が,衡平な 利益配分を伴わない,遺伝資源の価値の私有化のために使用されるかもし れないと,多くの途上国によって懸念されているのもまた事実である<sup>(36)</sup>。

MGRに関するMSRから得られた情報を知的財産として保護する場合, ①特許権, ②「著作権」(copyright), ③「営業秘密」(trade secret), の三つによる保護が考えられる。ただし, 営業秘密が「知的財産権」と見なされるか否かについては争いがあり, 例えば, 多くのEU加盟国の法令では, 営業秘密上の権利は知的財産権として扱われていないが, 少なくとも両者の間の密接な関係性は認められている。本稿では, 便宜上, 営業秘密を知的財産権の一種として位置づけることとするが, 特許権・著作権と営業秘密との相違は本稿の課題との関連において無視することができない。というのは, 前者の特許権および著作権は, 前述したように, そもそも情報・知識の頒布ないし普及の促進を基本目的としており, この点において第244条をはじめとする国連海洋法条約のMSR関連規定の趣旨と軌を一にしていると思われるのに対して, 後者の営業秘密は, 逆に情報・知識を秘匿することによってその財産的価値を保護しようとするものだからである。したがって, MSRから得られた情報をこの営業秘密として保護しようとするときに、国連海洋法条約の上記関連規定との緊張関係が最も強くなる

<sup>(35)</sup> E. Heafey, supra note 6, p. 502.

<sup>(36)</sup> Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore, Seventh Session, Genetic Resources: Draft Intellectual Property Guidelines for Access and Equitable Benefit-Sharing, WIPO/GRTKF/IC/7/9 (2004), Annex, Preliminary Note.

ことが予想される。

そこで以下、MGRに関するMSRから得られた情報を知的財産として保護することと上記の国連海洋法条約の関連規定(第244条および第143条3項(c)との間の具体的な抵触関係を、上記の知的財産(権)ごとに、見ていくこととするが、その前提として、当該関連規定に関する次の解釈問題について検討しておく必要がある。すなわち、上記の通り、国連海洋法条約第244条は「海洋の科学的調査から得られた知識」についてその公表・頒布(1項)および移転(2項)を規定し、国連海洋法条約第143条3項(c)は「(MSRの)調査及び分析の結果」についてその「利用可能な場合」における「効果的普及」を規定しているが、もしこの「知識」や「結果」に「財産的価値のある情報・知識」(proprietary information / knowledge)が含まれない、あるいはこのような情報・知識が「利用可能な場合」に該当しない、と解釈されるならば、MGRに関するMSRから得られた「財産的価値のある情報」については、その「公表・頒布・移転」または「効果的普及」がそもそもこれらの規定上要求されず、したがって当該情報の知的財産権による保護との抵触はそもそも問題にならないことになる。

## 2 国連海洋法条約第244条

#### 「MSRから得られた知識」

国連海洋法条約第244条1項にいう「MSRから得られた知識」(knowledge resulting from marine scientific research)の内容ないし範囲は条文上規定されていないが、その解釈の手掛かりを本条の起草過程に求めることができる。1972年の海底平和利用委員会の第3小委員会に提出されたカナダのワーキングペーパー(A/AC. 138/SC.III/L. 18)は、現条文の起草の出発点となるテキストであり、現条文に対応する諸原則を規定していた。その中の一つである第1原則は、「MSRから得られた知識は、全人類の共同財産の一部であり、非財産的または非軍事的な性格を有するこのような知識および情報

(such knowledge and information of a non-proprietary or non-military nature) は,交換され,全世界に向けて利用可能とされるべきである」(下線筆者)と記していた<sup>(37)</sup>。つまり,このカナダのワーキングペーパーでは,「MSRから得られた知識」には「財産的価値のある知識・情報」は含まれないということが意図されていた。しかし,カナダによる知識・情報に関するこのような区別は,その後の起草過程において引き継がれることはなく<sup>(38)</sup>,結局現条文に反映されることはなかった。このことを解釈上どのように捉えればよいか。

この点に関して、ヴァージニア大学の国連海洋法条約コメンタリーは、起草作業時に提出された、第244条1項に対応する諸テキストの中で上記のように「情報・知識」を区別したものがカナダのそれを除いて一つもないことを指摘した上で、「情報・知識」という用語に固有の制限はなく、特定の解釈を指し示すものは何もないとする (39)。そして同コメンタリーは、このことを踏まえて、本条文上例外なく「MSRのすべての結果」(all research results) が公表・頒布の対象になるとの解釈を提示している (40)。

なお、「MSRから得られた知識」という文言は、同条第2項にも規定されている(41)。先のカナダのワーキングペーパーにおける第8原則が、この

<sup>(37)</sup> Report of the Committee on the Peaceful Uses of the Sea-Bed and the Ocean Floor beyond the Limits of National Jurisdiction, 27 General Assembly Official Records (1972), Supp. No. 21 (A/8721), p. 203.

<sup>(38)</sup> S. Rosenne and A. Yankov (eds.), *supra* note 12, p. 481, par. 244.2.

<sup>(39)</sup> *Ibid.*, p. 486, par. 244.9(a).

<sup>(40)</sup> Ibid.

<sup>(41) 1</sup>項で「MSRから得られた知識」の公表・頒布が規定され、同じように2項でも「MSR から得られた知識」の開発途上国への移転が規定されていること、つまりほぼ同内 容と思われる規則が重畳的に規定されていることをどのように理解すればよいかが 問題になる。本条の1項と2項をつなぐ働きをする、2項の最初に置かれる「このため」(For this purpose)という語句に着目すると、2項の諸義務の履行は1項の義務履

第2項に関連・対応するものであるが、そこには「開発途上国に対しMSR から得られた経験を移転すること」(傍点は筆者)という表現が用いられていた。この「MSRから得られた経験」が途上国への移転の対象とされるという提案は、その後、ブルガリア、ウクライナSSRおよびソ連の3か国によって1972年の海底平和利用委員会の第3小委員会に共同提出されたワーキングペーパーの第5原則(42)や、1974年の第3次国連海洋法会議第2会期にオーストリアをはじめとする17の内陸国・地理的不利国から成るグループによって第3委員会(the Third Committee)に提出された草案の第8条3項(43)において、引き続き見られた。そしてその後、1975年の第3次国連海洋法会議第3会期において第3委員会の委員長の下で提案された「非公式単一交渉草案」(Informal Single Negotiating Text: ISNT)の第10条(44)にお

行(情報・知識の公表・頒布)に資するためのものであると理解することができる(See, S. Rosenne and A. Yankov (eds.), supra note 12, p. 486, par. 244.7)。この理解に従えば、2項の「MSRから得られた知識の開発途上国への移転」は、1項の「MSRから得られた知識の公表・頒布」という一般目的に資するものとして捉えることができ、したがって両者はほぼ同内容(同一方向の義務内容)を意味するものと解することができる。知識の移転先が開発途上国に限定されているという点が2項の特徴のように一見思われるが、「特に(開発途上国に)」という言葉が付されていることからも窺われるように、この点は両者の内容に実質的な相違をもたらすものとは思われない。以上からすると、両条項における「MSRから得られた知識」の内容・範囲についても、文言通り、これらを同一のものとして解することができると思われる。

- (42) Report of the Committee on the Peaceful Uses of the Sea-Bed and the Ocean Floor beyond the Limits of National Jurisdiction, 27 General Assembly Official Records (1972), Supp. No. 21 (A/8721), p. 207.
- (43) A/CONF.62/C.3/L.19 (1974), the Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. III (Documents of the Conference, First and Second Sessions), p. 267.
- (44) A/CONF.62/WP.8/Part III, Informal single negotiating text, part III (1975), the Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. IV (Summary

いて、はじめて移転の対象が「経験」(experience)から「知識」(knowledge) へと切り替わり、そのまま現条文(第244条2項)へと至っている。しかしながら、この用語の変更の意図ないし意味は、管見の及ぶ限り、定かではなく、結局、同条2項に関する上記の起草過程からも、「知識」の内容・範囲についての確固たる手がかりは得られない。

以上の第244条の起草過程からすると、同条にいう「MSRから得られた知識」について、それが「MSRのすべての結果」を意味し、したがって、例えばMGRの遺伝子情報などのような、MSRから得られた財産的価値のある情報・知識をも含むと解釈することは確かに可能であると言える一方、他方で、果たしてそのような解釈が確定的なものであるかというと、必ずしもそうではなく、今後の関連実行・実践の蓄積の如何に委ねられる余地もまた大きいと思われる。

# 3 国連海洋法条約第143条3項(c)

「調査及び分析の結果」「利用可能な場合」

国連海洋法条約第143条の起草過程では、「深海底におけるMSR」における「深海底機構」(International Seabed Authority)の役割・権限やその位置づけについて多くの議論がなされたのに対して、締約国によるMSRの結果の取り扱いについて定める同条3項(c)については、起草過程の当初から同様のテキスト(調査結果の効果的な公表ないし普及)が提案され、その後重要と思われる語句が追加されていったにもかかわらず(後述)、特に目立った議論は見られなかった。

1976年の第3次国連海洋法会議第4会期において提示された「改訂単一 交渉草案」(Revised Single Negotiation Text: RSNT) の10条 (45)において, はじ

Records, Plenary, General Committee, First, Second and Third Committees, as well as Documents of the Conference, Third Session), p. 177.

(45) A/CONF.62/WP.8/Rev.1/Part I, Revised single negotiating text (part I), the Official

めて、効果的普及の条件となる「利用可能な場合」(when available)という 語句が追加され、普及の対象についても「調査 (research) の結果」に加え 「分析 (analysis) の結果」が新たに規定された。

まず、後者の「分析の結果」という語句は、「調査の結果」や第244条にいう「知識」といった語句に比して、「MGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報」をより明確に含むように思われる。なぜなら、当該情報は、例えば有用な遺伝子情報などがそうであるように、(主に研究所における) 先端的技術・技能を駆使しての「研究・分析」の結果として得られるものだからである。管見の及ぶ限り、この「分析の結果」という語句について、その詳細な内容や追加理由を起草過程から読み取ることはできないが、当該語句の通常の意味に照らせば、当該情報が本条項の適用下に入ると解することは十分できる。

次に、前者の「利用可能な場合」という条件句であるが、これについても、管見の及ぶ限り、その具体的内容や追加理由を起草過程から窺うことはできない。また、なぜ当該条件句が第244条の方には挿入されていないのか、という疑問点も生じるが、この点も起草過程からは明らかにならない。しかし、少なくとも文言上は、この「利用可能な場合」という条件句の存在により、MSRから得られた経済的・財産的価値のある情報が普及の対象から除外されるという可能性が、本条項においては生じることとなる。SalpinとGermaniによれば、この「利用可能な場合」という条件句は、私的財産(private property)としての情報・知識を国家が自由に利用できないことを含意するとされる (46)。もしそうであれば、民間部門(私的団体)の資金の下で資源開発志向のMSR(「調査及び分析」)が行われる場合、当該

Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Vol. V (Summary Records, Plenary, General Committee, First, Second and Third Committees, as well as Documents of the Conference, Fourth Session), p. 130.

<sup>(46)</sup> C. Salpin and V. Germani, supra note 6, p. 22.

MSRの「結果」としての経済的・財産的価値のある情報は、基本的には 私有的性格を帯びることになるので<sup>(47)</sup>、本条項上、この「利用可能な場合」 ではないとされ、「普及」の対象から除外される可能性が高いと言える<sup>(48)</sup>。

しかしながら、このように「利用可能な場合」該当性の判断基準を MSRの結果としての情報・知識の私有性の有無に求める見解は、前述し た国連海洋法条約第241条の規定と場合によっては(その解釈によっては) 整合しない可能性があることに留意する必要がある<sup>(49)</sup>。

#### 「人類の共同の財産」「人類全体の利益」

もう一つ留意すべき点は、本条項 (第143条3項 (c)) が第11部「深海底」の中に位置づけられているということである。国連海洋法条約の第136条は深海底およびその資源が「人類の共同の財産」であることを規定し、第143条1項は深海底におけるMSRが「人類全体の利益」のために実施されることを規定している。「人類の全体の利益」は国連海洋法条約上定義されていないが、「人類の共同の財産」概念と関連づけられるものとして捉えることができるとすれば(50)、「人類の共同の財産」としての深海底資源

<sup>(47)</sup> 研究者(または研究者団体)が国家機関などの公的団体の資金ではなく民間部門の資金に基づいてMSRを行う場合,当該MSRから得られた情報・知識に対する権利は、基本的には当該研究者と当該民間部門の間の契約または取決めによって規律されることになる。See, C. Salpin and V. Germani, *op. cit.*, p. 22; A. Jørem and M. W. Tvedt, *supra* note 7, p. 333.

<sup>(48)</sup> このような場合とは反対に、MSRが国家機関などの公的団体の資金に基づいて行われるか、あるいは国家機関自身によって行われる場合で、かつ、それが純粋科学目的のMSRである場合、そのようなMSRの結果としての情報は、「利用可能な場合」とされ、「普及」の対象とされる可能性が高いとも言える。

<sup>(49)</sup>本稿Ⅲで見た通り,第241条の解釈によっては,MSRの結果としての情報・知識 に対して財産権などの排他的権利を主張することがそもそも禁止されることになる。

<sup>(50)</sup> M. Gorina-Ysern, *supra* note 17, p. 323, note 155.

に関する権利について定める国連海洋法条約第137条2項および3項の規定 (51) から類推して、深海底におけるMSRの「調査及び分析の結果」についても、たとえそれが財産的価値を有するものだとしても、それを専有して「普及」の対象から除外すること (つまり秘匿すること) は「人類全体の利益」のために認められないと解釈することができるかもしれない。

この解釈に関して参考となるのが「月その他の天体における国の活動を律する協定」(Agreement Governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies: The Moon Agreement)(以下,月協定)である「52」。月協定は,第11条1項において月の資源が「人類の共同の財産」であることを規定し,同条3項において「月の表面若しくは表面下又は月若しくは月にある天然資源のいかなる部分も,いずれの国,政府間国際組織,非政府間国際組織,国内組織,非政府団体又はいずれの自然人の所有にも帰属しない」と規定している。これらの規定内容は,深海底に関する国連海洋法条約第136条および第137条のそれにちょうど対応している。そして,月協定の第6条は「科学的調査」(scientific investigation)について定めており,同条1項は月における科学的調査が国際法に従って自由に行うことができることを規定している。注目すべきは同条2項である。当該条項は、「人類の共同の財産」

<sup>(51)「</sup>深海底及びその資源の法的地位」との見出しがつく国連海洋法条約第137条の2項および3項は、次の通り規定する。

<sup>2</sup> 深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるものとし、機構は、 人類全体のために行動する。当該資源は、譲渡の対象とはならない。ただし、深海 底から採取された鉱物は、この部の規定並びに機構の規則及び手続に従うことによっ てのみ譲渡することができる。

<sup>3</sup> いずれの国又は自然人若しくは法人も、この部の規定に従う場合を除くほか、深 海底から採取された鉱物について権利を主張し、取得し又は行使することはできず、 このような権利のいかなる主張、取得又は行使も認められない。

<sup>(52)</sup>以下の月協定の日本語訳は岩沢雄司編集代表『国際条約集2016年版』(有斐閣, 2016年)を参照した。

である月の資源に関連する「科学的調査」の結果がどのような条件の下に置かれるかについて、次のように比較的詳細に定めている。締約国は「月の鉱物その他の物質の標本(samples)を月において採取し及び月から持ち去る権利」を有し、「当該標本は、これを採取させた締約国の処分にゆだねられ(る)」。したがって、科学的調査実施締約国は、科学的調査から得られた標本を専有できることになる。ただし、当該締約国は、当該標本を「科学的目的のために利用」しなければならず、「科学的調査のため関心を有する他の締約国及び国際科学界にそれらの標本の一部を利用させることが望ましいことを考慮する」(53)ことを求められる。この規定内容に「人類の共同の財産」概念の影響を見て取ることができる。

以上の、科学的調査に関する月協定第6条の規定内容から類推すると、深海底におけるMSRの「調査及び分析の結果」についても、これを専有して普及の対象から除外すること自体は認められる余地があるものの、それは科学的目的の利用の場合に限定され、商業的目的の利用を理由とする専有・秘匿までは認められない、と解釈することはできるかもしれない。これは、換言すれば、月協定の上記の関連規定の類推から、国連海洋法条約第143条3項(c)の「利用可能な場合」該当性の判断基準を、MSRの結果(「調査及び分析の結果」)の利用目的に求めるという解釈である。

ただし、第6条の規定は、科学的調査から得られた「標本」(実際には無機物)の取り扱いに関するものであり、その点において、MSRから得られた「海洋生物資源またはMGR(に関する情報・知識)」の取り扱いという

<sup>(53)</sup>なお、科学的成果に関する情報の提供については、第6条とは別に第5条が定めている。第5条1項は「締約国は、国際連合事務総長並びに公衆及び国際科学界に対して、実行可能な最大限度まで月の探査及び利用に関する自国の活動についての情報を提供する」と規定した上で、「科学的成果を含む飛行任務の成果についての情報は、飛行任務の完了後に提供する」と規定する。ただし、ここでいう「科学的成果」が月の天然資源に関する調査・分析の結果を含むのかは定かではない。

問題とは文脈を異にするものであることに留意する必要がある。そして何より、月協定の当事国数は極端に少なく(現当事国数は16か国)、その最大の理由が天体を「人類の共同の財産」に位置づけることへの抵抗にあるという事実<sup>(54)</sup>と、さらには、この「人類の共同の財産」概念それ自体の規範的内容が不明確であることに加え、当該概念を採用する各条約レジームは互いにその構造を異にしているという評価<sup>(55)</sup>からすると、月協定の上記関連規定を国連海洋法条約関連規定の解釈の際の参照基準とすることにはそもそも妥当性という点で問題があることも指摘しておかなければならない。

以上,「MSRから得られた経済的・財産的価値のある情報・知識」に対する国連海洋法条約第244条および第143条3項(c)の適用の如何について検討したが、そこからは、当該情報・知識を両規定の適用対象とする(当該情報を「MSRから得られた知識」(第244条)や「調査及び分析の結果」(第143条3項(c))に含ませる)ことが解釈上可能である一方(56)、他方で、当該情報・知識をその財産的価値または私有性を根拠に「公表・頒布・移転」(第

<sup>(54)</sup> 酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濵本正太郎『国際法』(有斐閣, 2011年) 262頁。

<sup>(55)</sup> 杉原高嶺「海洋法の発展の軌跡と展望—mare liberumから mare communeへ一」 栗林 忠男・杉原高嶺編『海洋法の歴史的展開 (現代海洋法の潮流 第1巻)』(有信堂,2004年) 285-286頁;坂元茂樹「深海底制度の設立と変遷一パルド提案の行方一」 栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響 (現代海洋法の潮流 第2巻)』(有信堂,2007年) 271頁; G. Hafner, "The Division of the Commons? The Myth of the Commons: Divide or Perish" in H. Hestermeyer, N. Matz-Lück, A. Seibert-Fohr, S. Vöneky (eds.), Law of the Sea in Dialogue (Springer), 2010, pp. 92-97; G. K. Walker (ed.), Difinitions for the Law of the Sea: Terms Not Difined by the 1982 Convention (Martinus Nijhoff Publishers), 2012, pp. 136-137 を参照。

<sup>(56)</sup> ただし、MSR の対象資源(鉱物資源に限られるか、生物資源を含むか)という観点からの両規定の適用上の相違(の可能性)について、本稿 II - 2 を参照。

244条)または「効果的普及」(第143条3項(c))の対象から除外する、という解釈を採る余地もまたあることが分かった。ただし、この後者の解釈が採られる場合、既に指摘した通り、前述の国連海洋法条約第241条との整合性が問題となることに留意する必要がある。すなわち、国連海洋法条約第241条の解釈として、MSRから得られた情報・知識に対する排他的権利の主張は一切認められない(したがって、当該情報・知識について知的財産権などの財産権を設定してこれを私有するということが禁じられる)との厳しい解釈がもし採られるのであれば、第244条および第143条3項(c)に関する上記の解釈は、この第241条の解釈と整合しないことになりうる。

# 4 知的財産権保護との抵触の具体的可能性 特許権による保護の場合

MGR に関する MSR から得られた情報を特許により保護する場合,当該保護は,国連海洋法条約第244条の要求(「MSR から得られた知識を公表・頒布・移転する」という要求) および同条約第143条3項(c)の要求(「調査及び分析の結果」を「効果的に普及させる」という要求)と緊張関係に立つ可能性がある(57)。なぜなら,発明の新規性を守るために特許申請の前段階においてその情報の秘匿ないし非公開が求められるからであり(58),この「秘匿性の程度」(the degree of confidentiality),特に公表・頒布に至るまでの期間の長さによっては、国連海洋法条約第244条および/または第143条3項(c)に反することになるかもしれないからである(59)。

<sup>(57)</sup> ただし、国連海洋法条約第143条3項 (c) については、前述した通り (本稿 $\mathbb{N}$ -3)、 当該情報が「利用可能な場合」に該当するときに限られる。

<sup>(58)</sup> 通常,MSR によるデータの実際の取得と,特許申請に伴う当該データの公表との間には,タイムラグが生じることになる。See, C. Salpin and V. Germani, *supra* note 6, p. 22; A. Jørem and M. W. Tvedt, supra note 7, p. 335.

<sup>(59)</sup> M. Vierros, C. Salpin, C. Chiarolla and S. Aricò, supra note 1, p. 218; C. Chiarolla,

この秘匿性の程度に関して、国連海洋法条約の第244条と第143条3 項(c)は双方ともに公表のタイミング(「公表・頒布・移転」または「普 及」のタイミング)について一切規定していない。しかし、この公表のタ イミングの問題は国連海洋法条約の起草過程で扱われていなかったわけで はない。1974年の第3次国連海洋法会議第2会期において第3委員会委員 長に提出された「MSRの遂行および促進に関する統合代替テキスト」の 中の代替テキストC案の第IIIのパラグラフ3は、次のように規定してい た。すなわち「MSRの遂行に従事する国家および適当な国際機関は、調 査結果が容易に利用可能な科学出版物によりできる限り速やかに公表され 3 (the research results are published as soon as possible in readily available scientific publications) こと、ならびに、当該出版物の写しが沿岸国、隣接する内陸 国および他の地理的不利国に直接提供されることを確保する」(60)(下線筆 者)。しかし、調査結果を「できる限り速やかに公表」することを求める この規定は、その後の起草過程において引き継がれることはなく、国連海 洋法条約の最終テキストには反映されていない。さらに、当該代替テキス トC案の最後に記載された「注意書き」(Note)では、MSRの定義が記さ れており、それによれば「産業的な開発、および、海洋資源の開発を直接 の目的とする他の活動」を除外した「海洋環境のいかなる研究、および、 海洋環境における関連する実験活動」が当該代替テキストにおけるMSR の意味であるとされている(61)。つまり、MGRに関するバイオプロスペク

<sup>&</sup>quot;Intellectual property rights and benefit sharing from marine genetic resources in areas beyond national jurisdiction: current discussions and regulatory options", Queen Mary Journal of Intellectual Property, Vol. 4, No. 3 (2014), p. 180.

<sup>(60)</sup> A/CONF.62/C.3/L.17, Texts on item 13 (Marine scientific research) and item 14 (Development and transfer of technology) (1974), the Official Records of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea, Volume III (Documents of the Conference, First and Second Sessions), p. 265.

ティングまたは応用科学型MSRといった「資源開発志向の科学調査」は、 当該代替テキストC案の規律の範囲外に置かれうる。以上の留意点からすると、調査結果を「できる限り速やかに公表」することを求める代替テキストC案第IIIパラグラフ3の規定は、科学調査から得られた経済的・財産的価値のある情報・知識(このような情報・知識は、資源開発志向の科学調査によって得られることが多い)の公表のタイミングに関して、その解釈上の有力な手がかりを提供するものではないと解することができる。

したがって、「MSRから得られた知識」(または「MSRの結果」)について、これを即座に「公表・頒布・移転」するべき(または「普及」させるべき)なのか、それとも、結果として「公表・頒布・移転」する(または「普及」させる)のであれば一定の期間の秘密保持が認められるのか、という点については、国連海洋法条約の関連規定上、明らかではないと結論することができる。

しかし他方で、特許による保護は、そもそも特許発明の情報の開示・公表という帰結を伴う。特許存続期間満了後に一般人による発明実施の自由が認められることからも窺われるように、特許制度は透明性と完全開示を促進するために制度設計されている<sup>(62)</sup>。したがって、このような特許申請以後における発明の情報の開示・公表は、国連海洋法条約第244条および/または第143条3項(c)と整合性がとれていると解することもできる<sup>(63)</sup>。

しかしながら、技術移転ないし能力構築という観点からは、特許文献などにおいて発明の情報が開示・公表されていたとしても、そもそも当該情報にアクセスする能力を多くの途上国またはその国民が欠いていることに留意する必要がある。当該情報をデジタル化して公に利用可能なデータベースによって公開していても、インターネット環境の水準や外国語解読

<sup>(61)</sup> Ibid.

<sup>(62)</sup> E. Heafey, *supra* note 6, p. 507.

<sup>(63)</sup> C. Chiarolla, *supra* note 59, p. 180.

能力も含めて、当該情報にアクセスする能力が途上国において根本的に不足ないし欠如している現状からすれば、国連海洋法条約第244条2項の「特に開発途上国に対し海洋の科学的調査から得られた知識を移転すること」という要求は満たされていないとも考えることができる<sup>(64)</sup>。

#### 著作権による保護の場合

MGR に関するMSR から得られた経済的・財産的価値のある情報が、当該情報を記載した研究論文などの科学文献の出版を通じて公表・頒布されるということも当然想定される。現に、前述の代替テキスト C 案第 III パラグラフ3 や、「地域センターの任務」との見出しがつく国連海洋法条約第277条の(f)は、「容易に利用可能な出版物」による MSR の結果の迅速な頒布を規定している。そして国連海洋法条約第244条 2 項は、「特に開発途上国に対し海洋の科学的調査から得られた知識を移転すること」に加えて「科学的データ及び情報の流れを円滑に(すること)」についても、国がそれを積極的に促進するよう規定している。これらの規定との関係で特に問題になってくるのが、著作権による情報の保護である。

例えば、「ヒト」のゲノム情報である DNA 塩基配列については、かつて、 当該配列に対する排他的な権利行使の要求を著作権によって実現できない かが学説上探られた (65)。 その理由は、著作権の権利対象に関する定義が あいまいであることに加えて、特許の場合のような権利付与手続(出願や 審査など)が特に必要とされないことにあったとされる (66)。しかし、結局は、

<sup>(64)</sup> 例えば、知的財産を管轄する外国当局が特許情報を公表していても、それが当該 国の言語によって公表されているのであれば、多くの途上国は当該情報から利益を引 き出すことは難しいとされる。C. Chiarolla, op. cit., p. 180.

<sup>(65)</sup> 名和小太郎『ゲノム情報はだれのものか: 生物特許の考え方(岩波科学ライブラリー 86)』(岩波書店,2002年)50頁。

<sup>(66)</sup> 名和『前掲書』(注65) 49-50頁。

特許権の方が著作権よりも権利内容が強いことや企業が扱い慣れていることなどから、関連業界の動向としては、ヒト・ゲノム情報を著作権ではなく特許権によって保護する方向に向かっていったとされる<sup>(67)</sup>。それでは、MGRに関するMSRの分野の場合、すなわちMGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報の場合は、どうであろうか。この点に関して、Chiarollaの分析結果によれば、伝統的な著作権アプローチから生じる投資インセンティブは、MSR分野における知識の産出を促進するにおいてかなり限定的な役割しか果たさないことが予想されるとされ、その代わりに、MSRから得られた知識やデータの頒布に関しては、パブリックドメイン化まではいかなくても、「オープンアクセス」や「オープンソースライセンス」(open-source licensing)といったアプローチが採られつつあるとされる (68)。

この後者の諸アプローチは、MSRから得られた情報・知識をデータベース化することによって当該情報・知識の公表・頒布・移転をシステム化するという方法である。現在、遺伝子情報やゲノム情報などに特化したデータベース(「遺伝子・ゲノムデータベース」)の構築が進んでおり、その代表例としての「国際塩基配列データベース」(International Nucleotide Sequence Databases: INSD)は、「ABNJにおけるMGRの分析から得られた遺伝子情報」を含みうるデータベースであるが、そのほかにも、当該情報に特化したデータベースも構築されつつある(後述)。ただし、当該情報に関する包括的かつ権威的なデータ収集・提供・交換システムは今のところ存在していない(69)。このようなデータベースに関しては、データベースに含まれる個々

<sup>(67)</sup> 名和『前掲書』(注65) 50頁。

<sup>(68)</sup> C. Chiarolla, *supra* note 59, pp. 182-183.

<sup>(69)</sup> A. Broggiato, "Information Paper 8: Exchange of Information on Research Programs Regarding Marine Biodiversity in Areas beyond National Jurisdiction" in IUCN Information Papers for the Intersessional Workshop on Marine Genetic Resources 2-3 May 2013 (United

の情報というよりもむしろデータベースそれ自体の著作権などによる法的保護の適否が $^{(70)}$ ,国連海洋法条約第244条および第143条3項 $^{(71)}$ 。

#### 営業秘密としての保護の場合

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: 以下, TRIPS協定)第39条2項は、「営業秘密」を「開示されていない情報」(undisclosed information)として保護することを規定している。当該規定によれば、営業秘密としての情報は、秘密であることにより商業的価値がある情報をいう(72)。したがって、バイオプロスペクティングなどの商業的目的の下で行われるMSRによって得られる、商業的潜在価値を有する情報は、まさに営業秘密による保護の対象になりうるわけである。

Nations General Assembly Ad Hoc Open-ended Informal Working Group to study issues relating to the conservation and sustainable use of marine biological diversity beyond areas of national jurisdiction) prepared by IUCN Environmental Law Centre, p. 62.

- (70) 現在構築されている遺伝子・ゲノムデータベースの多くは、基本的には事実としてのデータを収集・編集したものであるので、「創作性」または「知的創作物」という観点から著作権の保護の対象にはなりがたいが、遺伝子データの重要性はますます高まっており、それに伴い遺伝子・ゲノムデータベースの法的保護の要請も高まっている。日本感性工学会・IP研究会編著『遺伝子ビジネスとゲノム特許(現代産業選書)』(財団法人経済産業調査会出版部、2001年)336-343頁を参照。
- (71) C. Chiarolla, *supra* note 59, pp. 183-184.
- (72) TRIPS協定第39条2項によると、「営業秘密」であるためには、(a) 一般的に知られておらずまたは容易に知ることができないという意味において秘密であること、(b) 秘密であることにより商業的価値があること、(c) 秘密の保持のために状況に応じた合理的な措置がとられていること、の三つが要件とされ、この営業秘密を、公正な商慣習に反する方法(少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の行為をいう)により開示し、取得しまたは使用することが禁止される。

そして、MGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報をこの営業秘密として保護することは、まさに当該情報を秘匿するという点において、国連海洋法条約第244条の規定の解釈によっては(本稿V-2で見たように、当該情報が、第244条の「MSRから得られた知識」に該当し、したがって当該規定の適用を受けるとの解釈を採れば)、当該規定と正面から衝突するように思われる。

この点に関して、Chiarollaは、このような営業秘密による情報保護が 国連海洋法条約の「精神」<sup>(73)</sup>と相容れないとの見解を示した上で、そ の見解の補強証拠として、国連海洋法条約第244条の原則を具体的に実 施・履行したものとされる、「政府間海洋学委員会」(Intergovernmental Oceanographic Commission: 以下、IOC)の「IOC海洋データ交換政策」(IOC Oceanographic Data Exchange Policy)を挙げる<sup>(74)</sup>(当該政策については後述)。

# 5 国連海洋法条約第267条

技術移転条件としての知的財産権保護

以上、MGRに関するMSRから得られた情報・知識の知的財産権による保護と、国連海洋法条約第244条および第143条3項(c)との抵触関係について見てきたが、これはとりもなおさず、当該情報・知識の公表・頒布(普及)・移転の「条件」としての知的財産権保護の可能性を上記の二つの規定に依って探ってきたことになる。その理由は、これらの国連海洋法条約の規定が「MSRから得られた知識」または「(MSRの)調査・分析の結果」の公表・頒布(普及)・移転についてまさに定めているということにあった。しかし、この二つの規定のほかにも、当該「条件」に関連すると思われる

<sup>(73)</sup>国連海洋法条約第244条をはじめとする国連海洋法条約のMSR関連規定の「精神」ないし「理論的根拠」については、本稿W-1を参照。

<sup>(74)</sup> C. Chiarolla, *supra* note 59, pp. 180-181.

規定がもう一つ存在する。それは、海洋技術移転関連規定の一つである国連海洋法条約第267条である。「正当な利益の保護」との見出しがつく本条は、海洋技術移転に関する国連海洋法条約第14部の第1節「総則」に位置づけられる規定の一つであり、その規定は次の通りである。

いずれの国も,前条の規定により協力を促進するに当たりすべての正当な利益(特に,海洋技術の所有,提供者及び受領者の権利及び義務を含む。) に妥当な考慮を払う。

「前条」の国連海洋法条約第266条は、その見出し(「海洋技術の発展及び移転の促進」)の通り、海洋技術移転の促進のための協力をすべての国に求める規定であり、上記の第267条は、その海洋技術移転の「条件」を規定するものである。この第267条は、当該条件として「すべての正当な利益に対する妥当な考慮」を規定しているが、これには海洋技術に関する知的財産権の保護ないし尊重が基本的に含まれ「75」、そしてこのことは、「海洋技術移転に関するIOC指針・基準」(IOC Criteria and Guidelines on Transfer of

<sup>(75)</sup>まず、本条文の「すべての正当な利益(特に、海洋技術の所有、提供者及び受領者の権利及び義務を含む。)」について、その内容に特許権などの知的財産権が含まれることは、その起草過程から確認することができる。栗林教授によれば、国連海洋法条約第267条の起草過程において先進国側から問題とされたのは、やはり特許や技術開発インセンティブといった私人(海洋技術保持者)の商業上の利益の保護であり、この先進国側の見解が本条文の当該表現に反映されたものと解することができる(栗林忠男「新海洋法秩序における技術移転」安藤勝美編『発展途上国と国際法制度の変革』(アジア経済研究所、1986年)129頁)。次に、「妥当な考慮を払う」(have due regard)という表現について、当該表現は「あらゆる関連状況が考慮に入れられることを含意している」と指摘されるが(S. Rosenne and A. Yankov(eds.), supra note 12, P. 682、par. 267.3(b))、特に「考慮」というその文言から、技術移転条件としての知的財産権保護の絶対的優位を帰結するものではないと考えられる。

Marine Technology: IOC CGTMT) (76) をはじめとする、海洋技術移転に関連する他の国際文書においても確認されてきているところである。

そこで、もし「MSRから得られた情報・知識」(または「(MSRの) 調査 及び分析の結果」)が「海洋技術」に該当し、当該情報・知識の移転が「海 洋技術移転」として捉えられるのであれば、当該情報・知識が移転される 際には、本条(第267条)が適用されることになる。もしそうだとすると、 当該情報・知識が特許などの知的財産権により保護されている場合、当該 情報・知識の移転の際、具体的には移転交渉または移転契約において、本 条の下で当該知的財産権保護の尊重が求められることになる。

この第267条に関して、Chiarollaは、本条が主として「ハード(有形)技術」(hard(tangible)technologies)の移転に関するものであり、当該技術に関連するデータ、情報および知識の頒布には「間接的にしか関連しない」、と述べている「「つっ。この「間接的にしか関連しない」の意味は必ずしも定かではないが、このChiarollaの見解に従えば、本条は、例えば、MGRにアクセスしたり、これを分析(例えば遺伝子を分離・同定)したりするいわば有形的なMSR関連技術については直接関連するが、これらのMSR関連技術によって得られた非有形的な情報・知識については関連がない(適用されない)と解することができるかもしれない。もしそのように解せれば、MGRに関するMSRから得られた情報・知識が移転される際、たとえその情報・知識が経済的・財産的価値を有し、知的財産として保護を受けるものであったとしても、知的財産権保護が当該移転の「条件」とされるとい

<sup>(76)「</sup>海洋技術移転に関するIOC指針・基準」は、IOCの下部機関である「海洋法専門家諮問機関」(Advisory Body of Experts on the Law of the Sea: ABE-LOS) によって起草され、2003年のIOC総会(決議XXII-12)で採択された後に2005年に公刊された。このIOC指針・基準は、国連海洋法条約第14部の第271条が予定していた「(海洋技術移転のための)指針及び基準」に相当するものである。

<sup>(77)</sup> C. Chiarolla, *supra* note 59, p. 181.

うことは、本条からは導かれないことになる。

しかし他方で、本条文に使用されている「海洋技術」という言葉には、情報・データや知識も含まれる可能性があり<sup>(78)</sup>、MGRに関するMSRから得られた情報・知識がこの「海洋技術」に該当するか否かは必ずしも明らかではないものの<sup>(79)</sup>、その該当可能性は完全には否定されないと思われる。そして現に、「MSRから得られた知識の公表・頒布・移転」について定める国連海洋法条約第244条は、技術移転関連規定として捉えられることがある<sup>(80)</sup>。以上のことなどからすると、MGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報・知識(知的財産としての情報・知識)を移転する場合にも本条(国連海洋法条約第267条)が適用され、その結果、移転条件として知的財産権の保護が求められると解することもできなくはない。

<sup>(78)「</sup>海洋技術移転に関するIOC指針・基準」は、この指針・基準における用語としての「海洋技術」(marine technology)を定義している。その定義の中には次の二つの類型、すなわち「海洋科学および関連する海洋活動・業務に関する、ユーザーフレンドリーなフォーマットにおける、情報およびデータ」(類型 a)と「専門知識、知識、技能、技術・科学・法に関するノウハウ、および海洋科学調査・観測に関連する分析手法」(類型 g)が含まれている。このように、IOC指針・基準においては、「情報」や「知識」も「海洋技術」の形態の一つとして捉えられている。See、IOC Criteria and Guidelines on Transfer of Marine Technology, Section A, par. 2.

<sup>(79)「</sup>海洋技術移転に関するIOC指針・基準」の定義に徴すると、当該情報・知識が、「海洋および沿岸域の自然および資源の研究および理解を向上させる知識を産出および使用するために必要とされる」「プロセス」または「方法論」に該当するか(See, IOC Criteria and Guidelines on Transfer of Marine Technology, Section A, the main sentence of par. 2)、あるいは、前掲注78で挙げた海洋技術の二つの具体的類型のいずれか(類型 a または類型b)に該当するのであれば、移転の対象とされる海洋技術に含まれると考えられるが、この該当性の有無は定かではない。

<sup>(80)「</sup>MSRから得られた知識の公表・頒布・移転」を「技術移転」概念の中に位置づける見解ないし理解を示すものとして、例えば、M. Waibel and W. Alford、"Technology Transfer" in R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*、

#### V 関連する実行・実践<sup>(81)</sup>

#### 1 IOC 海洋データ交換政策

2003年のIOC決議 (Resolution IOC-XXII-6) によって採択された「IOC海 洋データ交換政策 | は、IOC加盟国に対して、IOC計画の下で収集された 「すべてのデータ, メタデータおよび生産物」 (all data, associated metadata and products) については、それへの「時宜を得た、自由な、無制限のアクセ ス」(timely, free and unrestricted access) の提供を義務づけ (第1項), IOC計 画によらずに収集された「データやメタデータ」 (relevant data and associated metadata) のうち海洋環境の公益的使用や保護・保全への適用にとって不 可欠であるものについては、それへの「時宜を得た、自由な、無制限のア クセス」の提供を奨励している(第2項)。そして、当該政策の第3項は、 上記の第1項および第2項にいうデータやメタデータについて、それらを 研究者などが非商業的に使用するという目的の下で、かつ、当該使用から 生じるいかなる生産物や結果も公開文献において遅滞や制限なく公表され るという条件において、当該データ・メタデータへの「時宜を得た、自由な、 無制限のアクセス」を提供することをIOC加盟国に対して奨励している(82)。 確かに、このIOC海洋データ交換政策、特に上記の第3項を、MSRから 得られた経済的・財産的価値のある情報を知的財産として保護すること(例

Volume IX (Oxford University Press), 2012, p. 809; H. H. Davies, "The Regulation of Marine Scientific Research: Addressing Challenges, Advancing Knowledge" in R. Warner and S. Kaye (eds.), Routledge Handbook of Maritime Regulation and Enforcement (Routledge), 2016, p. 217.

- (81) 以下の本稿本文で触れる実行・実践以外の具体例については、See, A. Broggiato, *supra* note 69, pp. 56-59.
- (82) See, Annex to Resolution XXII-6, IOC Oceanographic Data Exchange Policy, http://www.iode.org/index.php?option=com\_content&view=article&id=51&Itemid=95 (as of 9 September 2016).

えば、営業秘密として当該情報を秘匿すること)に対する反証事例として捉えることは可能かもしれない。しかし他方で、上記の通り、当該政策は、第2項において海洋環境の公益的使用や保護・保全への適用にとって不可欠であるものに対象データを限定していることからも窺われるように、バイオプロスペクティングなどの商業・産業上の利益を志向する科学調査またはそれによって得られた情報・知識(例えばMGRの遺伝子情報などの商業的潜在価値を有する情報・知識)をも対象とするものであるかどうかは必ずしも定かではないことにも留意する必要がある(83)。

### 2 インターリッジ公約声明

その他の関連する実行・実践として、中央海嶺の調査研究に関する国際協力の促進を目的とする非営利組織「インターリッジ」(InterRidge)の生物学作業部会が2006年に公表した自主的な行動規範「深海熱水鉱床での責任ある調査行動に対するインターリッジの公約声明」(InterRidge statement of commitment to responsible research practices at deep-sea hydrothermal vents)を挙げることができる。当該声明文は、「責任ある調査行動」と題するセクションにおいて、深海底熱水鉱床の調査に従事する科学者が遵守すべき六つの指針を規定するとともに、一つの誓約を確認している (84)。

(83) このことはIOC海洋データ交換政策の「前文」からも窺われる。この前文の規定(原文)は、次の通りである。

#### Preamble

The timely, free and unrestricted international exchange of oceanographic data is essential for the efficient acquisition, integration and use of ocean observations gathered by the countries of the world for a wide variety of purposes including the prediction of weather and climate, the operational forecasting of the marine environment, the preservation of life, the mitigation of human-induced changes in the marine and coastal environment, as well as for the advancement of scientific understanding that makes this possible.

(84) InterRidge の webページ (https://www.interridge.org/IRStatement (as of 27 April 2016))。

この最後の誓約確認は、MSRが熱水鉱床に与える負の影響を避けるために、当該MSRの結果から得られる情報やサンプルを国際的に共有しかつ公開するというインターリッジ(の海洋科学者)の約束を確認するものである (85)。しかし、このインターリッジの自主的行動規範である声明文では、主に純粋な研究としての科学調査が想定されており、海洋生物資源ないしMGRの商業的開発を志向する科学調査(応用科学調査やバイオプロスペクティング)が念頭に置かれていないことに留意する必要がある。商業的利益を志向するMSRやバイオプロスペクティングであれば、その実施国・実施者は、そのプロセスで入手した、海洋生物資源のサンプルや当該資源に関する情報をできるだけ(少しでも長く)秘匿したいはずである (86)。現に、アメリカのサンディエゴに本拠を置くバイオテクノロジー産業会社である Diversa 社 (その後 Celunol 社と合併して現 Verenium 社) が 2005 年に発案したとされる「『倫理的なバイオプロスペクティング』のための枠組みモデル」 (framework model for 'ethical bioprospecting') は、上記のインターリッジの声

しかし、当該webページは現時点(2016年9月9日)において閲覧できなくなっているため、C. Devey, "InterRidge Statement of Commitment to Responsible Research Practices at Deep-Sea Hydrothermal Vents", Invited talk, Scientific, Legal, and Economic Perspectives of Marine Mining: 36th UMI(2006), available at http://oceanrep.geomar.de/6627/(as of 9 September 2016)を参照。

- (85) 当該箇所は、次のように記されている。すなわち「我々は、また、熱水鉱床に関して不必要な再サンプリング (re-sampling) を行ったり、不必要な影響を与えたりすることを避けること、そして地球上のすべての人々のために当該生息域の世界規模での理解を促進することを目的として、データ、アイディアおよびサンプルをオープンな形で国際的に共有することに対する我々の約束を再確認する。」
- (86) 遺伝資源に関する商業的利益志向の調査 (commercial research) は、その目的からして、「調査研究の結果の公表・頒布に対する制限、参照標本に対するアクセスの制限、当該結果に対する特許申請」などの特徴を伴う傾向があると言われる。 Preserving International Access to Genetic Resources for Non-Commercial Biodiversity Research, UNEP/CBD/WG-ABS/8/INF/6 (2009), p. 5.

明文と同じく自主的行動規範として性格づけられるものであるが<sup>(87)</sup>,当 該枠組みモデルに関する文献に徴する限り<sup>(88)</sup>,当該枠組みモデルの中に, MGRに関する科学調査から得られた情報・データを世界的に共有・公開 することまでは含まれていないように見受けられる。

#### 3 遺伝子・ゲノムデータベース

「海洋生物地理情報システム」(Ocean Biogeographic Information System: OBIS)のように、ABNJも対象域とする、海洋生物資源ないしMGRの情報の共有メカニズムが世界的規模で構築されつつあるが、その一方で、経済的・財産的潜在価値の高い、当該資源の遺伝子情報やゲノム情報に特化した「遺伝子・ゲノムデータベース」の構築も進んでいる。例えば、「Global Ocean Sampling Expedition」(以下、GOS)は、ヴェンター研究所(J. Craig Venter Institute)のグループによって地球規模で海洋微生物の探査、サンプリングおよびDNA解析が試みられたプロジェクトであるが、当該プロジェクトで得られた遺伝子情報は公表され、「Community Cyberinfrastructure for Advanced Marine Microbial Ecology Research and Analysis database」(以下、CAMERA)のレポジトリを通じてアクセス可能とされた(89)。CAMERAは、2006年にゴードン・アンド・ベティ・ムーア財団(Gordon and Betty Moore Foundation)の資金援助によりはじめられたプロジェクトであり、上記のGOSデータセットを含めたゲノム情報だけでなくゲノム解析に必要なツー

<sup>(87)</sup> M. Vierros, C. Salpin, C. Chiarolla and S. Aricò, supra note 1, p. 206.

<sup>(88)</sup> 当該枠組みモデルそれ自体を入手することができなかったので、当該モデルの内容 については主に次の文献を参照した。L. P. Christoffersen and E. J. Mathur, "Bioprospecting ethics & benefits: A model for effective benefit-sharing", Industrial Biotechnology, Vol. 1, No. 4 (2005), pp. 222-259.

<sup>(89)</sup> See,http://www.ncbi.nlm.nih.gov/bioproject?cmd=Retrieve&dopt=Overview&list\_uids=13694 (as of 9 September 2016).

ルをも提供するものであったが、このCAMERAが保有する情報・データは、現在、これも同財団の資金援助を受けて構築・運用されているメタゲノム・ネットワークシステム「iMicrobeプロジェクト」を通じてアクセス可能となっている (90)。ただし、これらの遺伝子・ゲノムデータベースも、やはり、純粋な科学研究の促進・発展をその主目的として構築・運用されており、当該目的に沿って基本的にアクセス自由とされ、世界中の科学者たちに共有・公開されている。

かつて、ヒト・ゲノムの文脈ではあるが、アメリカのセレーラ・ジェノミクス社はゲノム解析で得られたヒトの遺伝子情報をデータベース化し、当該情報を他の企業や研究機関などに有償で提供した。このヒト・ゲノムの事例のように、MSRから得られたMGRの遺伝子情報についても、これを商業上または産業上の目的からアクセスを有償とするあるいは一定期間秘匿する(つまり公表に制限をかける)ということが果たして認められるか否かについては、上記の実行・実践はいかなる示唆も与えるものではない。

# Ⅵ おわりに

以上本稿では、ABNJにおけるMGRに関するMSRから得られた経済的・財産的価値のある情報の取り扱い、特にその公表・頒布または移転について、その国際法上の条件を(その条件の有無も含めて)、主に国連海洋法条約による規律の可能性という観点から、検討してきた。その検討からは、当該情報を知的財産として保護すること、換言すれば知的財産権保護を当該情報の公表・頒布・移転の条件とすることは、国連海洋法条約の関連規定、特に国連海洋法条約第241条および第244条とそれらの解釈如何によっては抵触する可能性がある一方、他方で、逆にこれらの関連規定(第241条、

<sup>(90)</sup> See, http://camera.calit2.net/ and http://imicrobe.us/ (as of 9 September 2016).

第244条,第143条3項(c)および第267条)の解釈によりむしろ認められるという可能性もまた排除されないということが示された。

以上の検討結果は、果たしてまたはどのような意義を有するだろうか。 この意義に関して二つ述べておきたい。

まず一つ目であるが、本稿は、その検討の前提として、「MSR」概念を包括的・広範に捉えるという立場、具体的には、「バイオプロスペクティング」、あるいは、MGRへのアクセスまたはそのサンプリングといった海洋探航の段階の後に続く「研究・分析の段階」もMSRに含まれるという立場、を採用した(91)。この前提部分について、もし「バイオプロスペクティング」または「研究・分析の段階」がMSRに含まれないとの理解に立つのであれば、これらに対して国連海洋法条約の「MSR」関連規定は適用されないことになり、上記の「抵触」の可能性はそもそも生じないことになるかもしれない(92)。しかし本稿の検討結果からは、たとえそのような前提的理解に立たない場合であったとしても、つまりバイオプロスペクティングなどを含むようにMSR概念を広く捉えてMSR関連規定の適用を肯定したとしても、もちろんそこに上記の抵触の可能性が完全にないとは言い切れないにせよ、関連規定の解釈によっては、当該抵触が生じない(すなわち知的財産権による情報の保護が十分認められる)という結論が導かれうることが示されたと言える。

次に二つ目であるが、ABNJにおけるMGRがどのような法的規律の下に置かれるかという課題(法的地位や利益配分などの課題)は国連海洋法条約上想定さていなかった全く新しい課題であり、したがって「海の憲法」

<sup>(91)</sup> この点は、本稿 I - 1 で述べたとおりである。

<sup>(92)</sup> しかしその場合であっても、MSR とは区別されたバイオプロスペクティングなどの諸活動に対して海洋法の適用が全く想定されない、つまり法の空白が生じるということには必ずしもならない。例えば「公海自由の原則」に伴う海洋法上の権利義務が適用される可能性は十分考えられる。A. Jørem and M. W. Tvedt, *supra* note 7, pp. 338-341

と言われる国連海洋法条約といえどもその規律が及ばないという立場からすると、本稿の上記の結論はそもそも適当ではないということになるかもしれない。確かにMGR(海洋遺伝資源)やバイオプロスペクティングという文言は国連海洋法条約の中には含まれていない。しかし、これまで検討してきたように、国連海洋法条約はこれらの文言あるいはこれらの文言に関する事象を直接的・形式的にではないにしろ少なくとも解釈によって実質的には規律しうる程度に関連性を持った基本的な規律枠組みを有しており、少なくとも、本稿で見てきた、ABNJにおけるMSRから得られた情報・知識の公表・頒布・移転に関する国連海洋法条約の諸規定は、その規律枠組みの一つを提供するものと言えるのではないか(93)。もちろん、ABNJにおけるMGRに関する情報、特にその中でも経済的・財産的価値のある情

<sup>(93)</sup> Scovazzi は国連海洋法条約におけるギャップ (法的空白) を埋める方策として次の 四つの類型を提示している。すなわち、①「慣習国際法を通じての規制」(regulation through customary international law), ②「解釈を通じての規制」(regulation through interpretation), ③「統合を通じての規制」(regulation through integration), ④「他の文 脈における規制」(regulation in another context), の四つである。T. Scovazzi, supra note 22, pp. 232-239. 本稿のここでの主張は, この四つの類型のうちの②の範疇に入ること になる。つまり、本稿主題がたとえ当該ギャップに位置する問題であったとしても、 当該主題には「(国連海洋法条約の)解釈を通じての規制」を及ぼすことができる, という主張である。しかし、この主張に対しては、もしそれが条約の無理な解釈を前 提とする場合には、当該条約自体の信頼性や実効性を危うくすることにも繋がりかね ない、との極めて重要な指摘が当てはまる(奥脇直也「ロンドン(ダンピング)条 約と海洋肥沃化実験—CO。削減の技術開発をめぐる条約レジームの交錯」ジュリスト 1409号(2010年)46頁および注20を参照)。これまで本稿で見てきた,国連海洋法 条約関連規定の解釈が、もし「無理な解釈」とみなされる場合には、やはり「新規の 枠組み」が必要とされることになろう。その交渉が動き出したばかりの「国家管轄権 外区域の海洋生物多様性」に関する新協定は、当該ギャップに対する「統合を通じて の規制」(上記類型の③)に該当するが,当該新協定の交渉の進展は,まさに,この「新 規の枠組み」の必要性に駆動されたものとして捉えることができるかもしれない。

報の公表・頒布・移転は、「国家管轄権外区域の海洋生物多様性(marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction: 以下,BBNJ)の保全および持続可能な利用」 (94) との関連における「非金銭的な利益配分」や(場合によっては)「海洋技術移転」の問題としても位置づけることができるので、「公正かつ衡平な経済秩序の実現」(国連海洋法条約前文)を求める開発途上国によって重要な政治的・政策的問題として捉えられ、その結果、国連海洋法条約の既存の法的枠組みとは異なる新しい法規則・制度の創設が求められるか、あるいは当該枠組みの下で採ることが可能な解釈のうちの一方の解釈 (95) の明文化が追求されるかもしれない (96)。しかし、たとえそのような方向でBBNJ新協定交渉が展開し、当該新協定が開発途上国側に有利な内容を規定するに至ったとしても、少なくとも、当該新協定が実際に発効し、国際社会に広範に受け入れられるまでは、本稿で見てきた国連海洋法条約関連規定による規律の可能性とその重要性は低下しない (97)。

<sup>(94)</sup> BBNJに関する最近の議論状況については、濱本「前掲論文」(注10);本田悠介「国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)と国連海洋法条約」国際法学会エキスパートコメントNo. 2016-1 (2016年)、available at http://www.jsil.jp/expert/20160331. pdf (as of 9 September 2016) を参照。

<sup>(95)</sup> 例えば、国連海洋法条約第241条に関して、MGRに関するMSRから得られた情報・知識を知的財産権で保護することはできない、と解釈したり、国連海洋法条約第244条に関して、当該情報・知識の公表・頒布・移転の条件として知的財産権保護は認められない(または弱められる)、と解釈したりするなど。

<sup>(96)</sup> 自らを小島嶼途上国として位置づけるミクロネシアは、BBNJ新協定草案の構成要素(elements)に関する政府見解としてBBNJ準備委員会の議長宛てに提出したその書面の中で、「MGR の発見」と「MGR に基づいた商業的発明(イノベーション)」を区別しながらも、いずれについても知的財産権による保護を弱めるように主張する。 Views of the Government of the Federated States of Micronesia on the elements of a draft text of an international legally binding instrument under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the conservation and sustainable use of marine biological diversity of areas beyond national jurisdiction (Submitted: 14 March 2016), par. 7.

最後に、本稿の検討の範囲について指摘しておかなければならない。 第一に,本稿では遺伝資源に関連する国際条約,例えば「生物多様性条約」 (Convention on Biological Diversity: 以下, CBD) や「食料・農業植物遺伝資源条 約」 (International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: ITPGR) の関連規定を検討対象とはしなかった。特にCBDはその規律対象からMGR を除外していない。さらにCBDは技術移転に関する規定(第16条)と情報 交換に関する規定(第17条)を有しており、このどちらの規定も遺伝資源 と関連性がある。以上の点において、CBDの当該関連規定は、MGRの情報 の取り扱いという問題に対して「適切な文脈」(a relevant context) を提供す るものと考えられる<sup>(98)</sup>。しかし、このCBDは、争いがあるものの基本的に は国家管轄権内の区域に対して適用されるものと理解されており<sup>(99)</sup>,加え て, 主として, 条約当事国である原産地国の国内における遺伝資源(当該 原産地国の主権的権利が及ぶ遺伝資源)をその規律対象としている。したがっ て、ABNJ(国家管轄権外区域)におけるMGRの情報の取り扱いを考える際 に、CBDの当該関連規定を何の留保もなく参照することは、両者の文脈・ 背景の相違を捨象することになり、適当とは言えない。しかし他方で、「(海 洋)遺伝資源」という共通性を重視すれば、CBDの当該関連規定は、ABNJ におけるMGRの情報(経済的・財産的価値のある情報)の取り扱いの問題を 考える際に何らかの示唆を与えてくれるかもしれない<sup>(100)</sup>。

<sup>(97)</sup>しかし他方で、それが条約の「無理な解釈」を強行することになる場合に生じる 危険性についても十分留意しなければならない。この点に関しては、本稿前掲注93(特 にその中の奥脇直也「前掲論文」)を参照。なお、BBNJ新協定(その交渉過程を含む) が、国連海洋法条約の関連規定の解釈に、すなわち関連する国連海洋法条約の既存の 規律枠組みに、大きな影響を与えることも、もちろん考えられる。

<sup>(98)</sup> M. Vierros, C. Salpin, C. Chiarolla and S. Aricò, supra note 1, pp. 210-211.

<sup>(99)</sup> Ibid., pp. 208-209.

<sup>(100)</sup>MGRの情報が、CBD第16条にいう「(環境に著しい損害を与えることなく) 遺伝 資源を利用する技術」と「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術」

第二に、本稿主題を規律しうる国際法分野は、海洋法や上記のCBDなどの環境法に限られない。知的財産に関する法分野もまた本稿主題に密接に関連してくることは、本稿で見てきた通りである。本稿主題の今後の行方を握る議論が行われる場としては、国連のBBNJ新協定交渉やCBD締約国会議といったフォーラム以外にも、「世界貿易機関」(World Trade Organization: 以下、WTO)や「世界知的所有権機関」(World Intellectual Property Organization: 以下、WIPO)などの知的財産関連の多数国間フォーラムも十分想定される。なぜなら、本稿主題がWTOやWIPOの任務・権限内に含まれうるだけでなく、現にこれまで、遺伝資源の知的財産の側面に関する問題についてWTOのTRIPS理事会とWIPOにおいて議論が積み重ねられてきているからである(101)。これらのフォーラムの間の相互関係や相互作用についても注視していく必要がある。

の双方またはいずれか一方に該当する、あるいはCBD第17条にいう「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する入手可能なすべての情報源からの情報」(この情報には、「技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果」のほか、「前1条の技術と結びついたこれらの情報」が含まれる)に該当するのであれば、確かに、このCBD第16条や第17条の規定は、本稿主題を考える際の有効な手がかりとなりうる。

<sup>(101)(</sup>財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所(監修)磯崎博司・炭田精造・渡辺順子・田上麻衣子・安藤勝彦(編)『生物遺伝資源へのアクセスと利益配分一生物多様性条約の課題―』(2011年,信山社)182-193頁(田上麻衣子執筆)を参照。